

調査の概要

1 調査の目的

常用労働者を5人未満雇用する事業所における雇用、給与及び労働時間の状況を把握することを目的として、令和2年は中止となった毎月勤労統計調査特別調査の代替措置として統計委員会の要請に基づき実施する。

2 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

全国

(2) 属性的範囲

令和元年毎月勤労統計調査特別調査において回答のあった事業所のうち、住所を把握している事業所

(参考) 令和元年毎月勤労統計調査特別調査の属性的範囲

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業, 採石業, 砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業, 郵便業」、「卸売業, 小売業」、「金融業, 保険業」、「不動産業, 物品賃貸業」、「学術研究, 専門・技術サービス業」、「宿泊業, 飲食サービス業」、「生活関連サービス業, 娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）」、「教育, 学習支援業」、「医療, 福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）」に属する、調査期日（令和元年7月31日）現在において常用労働者を5人未満雇用する事業所

3 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 数

約 20,000 事業所

(2) 選定の方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

調査対象事業所のうち、調査期日における以下の事項

イ 事業所名

ロ 主要な生産品の名称又は事業の内容

ハ 調査期間

ニ 企業規模

ホ 常用労働者の数

ヘ 常用労働者ごとの次に掲げる事項（常用労働者の数が5人未満の事業所のみ）

a 氏名及び性

b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別

c 年齢及び勤続年数

d 出勤日数及び1日の実労働時間数

e きまって支給する現金給与額

f 特別に支払われた現金給与額

（2）基準となる期日又は期間

令和2年9月30日現在（給与締切日の定めがある場合には、9月の最終給与締切日現在）について行う。ただし、（1）のヘfに掲げる事項については、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間を対象とする。

6 報告を求めるために用いる方法

（1）調査組織

配布：厚生労働省－民間事業者－報告者

回収：報告者－厚生労働省

（2）調査方法（☐調査員調査 ☒郵送調査 ☒オンライン調査 ☐その他（ ））

厚生労働省が委託する民間事業者から調査対象事業所に対して郵送により調査票を配布し、調査対象事業所が郵送又は政府統計共同利用システムを利用してオンラインにより厚生労働省に提出する。

7 報告を求める期間

（1）調査の周期

1回限り

（2）調査の実施期間又は調査票の提出期限

令和2年10月1日～10月31日

8 使用する統計基準

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別の表示において、日本標準産業分類を使用する。